

事業主（給与支払者）の皆様へ

外国人従業員が退職し出国することが分かった場合は、納税管理人の届出と個人住民税（市民税・県民税）の納税にご協力ください。

未納のまま出国し、徴収が困難となるケースが発生しています。

【納税管理人とは】

納税管理人とは、納税義務者（この場合は外国人従業員）から納税などを委任された個人や事業所をいいます。

市・県民税は毎年1月1日に大仙市に住所を有する方に対して課税されるため、1月1日以降に国外に転出する場合でも納税義務があります。

そのため、外国人従業員が出国などの理由により残りの税額を納税できなくなる場合には、市内に住所を有する個人または事業所を納税管理人として、本人に代わって納付していただく必要があります。

【手続きについて】

1 出国される方が特別徴収の場合

毎年5月に通知する税額決定通知書に同封の「特別徴収のしおり」にある「給与所得者異動届出書」により退職の届出をしてください。

また、出国される1か月前までに、次のとおりご協力をお願いします。

● 1月から5月までの間に出国する場合

- ①最終の外国人従業員の給与から残りの税額を一括徴収してください。
- ②1月1日に住民票が大仙市にある方は、帰国されても新年度の市・県民税が課税されますので「納税管理人申告書・承認書」を提出してください。
- ③納税管理人は、新年度の課税予定額（概算）を事前に市に確認し、出国前に外国人従業員から税額を預かってください。6月中旬に納税通知書を納税管理人にお送りしますので、同封の納付書で納めてください。

● 6月から12月までの間に出国する場合

- ①最終の外国人従業員の給与から残りの税額を一括徴収してください。
- ②一括徴収できない場合は「納税管理人申告書・承認書」を提出し、出国前に税額を預かっていただき、後日お送りする納付書で納めてください。

2 出国される方が普通徴収の場合

「納税管理人申告書・承認書」をご提出ください。

特に1月から6月までの間に出国される方は、新年度の市・県民税納税通知書が出国後に発送となり納税等ができなくなります。

市役所にご連絡いただければ、新年度の税額（概算）を事前にお知らせしますので、出国前に税額を預かっていただき、6月中旬にお送りする納付書で納めてください。

【お問い合わせ先】

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号

大仙市役所 市民部税務課 市民税班

電話：0187-63-1111（内線 111）

FAX：0187-63-1119